

令和5年度仙台市建築物環境衛生管理講習会におけるアンケートでのご質問への回答

番号	質問	回答
1	立入検査がある場合は、事前に通知はあるのでしょうか。また、ある場合は何日前くらいに連絡が来るのでしょうか。	立入検査を実施する際には、多少前後はありますが、概ね2週間程度前にご連絡し、日程調整の上で行っております。
2	現在、可搬式の加湿装置を1室2台程度設置し加湿しておりますが、こうした可搬式の加湿装置についても1か月毎の点検及び管理台帳を整備すべきでしょうか。	<p>建築物衛生法においては、特定建築物等に空気調和設備を設ける場合は、居室における相対湿度がおおむね40%以上70%以下とするように調節して空気を供給することを求めています。このため、特定建築物等においては、相対湿度をおおむね40%以上70%以下に調節して居室に空気を供給する性能を有する空気調和設備を建築設備として通常は設けていることから、特定建築物等の衛生環境の維持管理にあたり可搬式の加湿器（家庭用加湿器）を使用することは想定しておりません。しかしながら、空気調和設備を設けている場合であっても旅館業の施設で宿泊者の希望に応じ客室で家庭用加湿器を使用する場合や、小規模な宿泊施設等そもそも空気調和設備を建築設備として設けていないためにやむを得ず家庭用加湿器を使用する場合など、特定建築物等において家庭用加湿器を使用する場合にあっては、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号（平成30年8月3日厚生労働省告示第297号により一部改正））を参考に当該機器の適切な管理を行ってください（※）。また、その旨の帳簿記録もお願いします。</p> <p>（※）・家庭用加湿器は、部品の分解及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。          ・家庭用加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。</p> <p>参考：「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正について」（平成30年8月3日付薬生衛発0803第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）          「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」          （指針URL：<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/rezionerashishin.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/rezionerashishin.pdf</a>）</p>
3	管理状況報告書未提出の場合、罰則や再提出依頼はあるのですか？	<p>管理状況報告書の提出依頼は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項及び第13条第2項の規定に基づき行っているものです。未提出の場合は、状況に応じて再提出依頼を行う場合があります。また、報告書の提出がない場合には、管理状況確認のため優先的に立入検査等の対象となる場合があります。</p> <p>なお、罰則については以下の規定があります。</p> <p>法第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（中略）</p> <p>四 <u>第十一条第一項</u>、第十二条の五第一項若しくは第十二条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>